

京都市訓令甲第 12 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松 井 孝 治

第4条第1項中「総合企画局情報化推進室情報管理課長」を「総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理課長」に改める。

第6条第2項中「総合企画局情報化推進室」を「総合企画局デジタル化戦略推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(総合政策室)